

～～～ 簡易耐震診断をお申し込みの皆様へ ～～～

加古川市では、平成 24 年度から簡易耐震診断の個人負担金を無料化しています。  
診断を希望される方は、下記によりお申し込みください。

**対象となる住宅**

加古川市内にあり、昭和 56 年 5 月以前に着工された住宅

- 注 1) プレハブ住宅、ツーバイフォー住宅、丸太組工法など、一部対象とならない場合があります。
- 注 2) 昭和 56 年 6 月以降に増築されている場合は、増築の方法によっては対象とならない場合があります。(詳しくは住宅政策課にお問い合わせください。)
- 注 3) 店舗併用住宅等は、延べ面積の過半が住宅として使用されている場合に限り  
ます。
- 注 4) 平成 12 年度～14 年度実施の「わが家の耐震診断推進事業」及び平成 17 年度  
から実施している「加古川市簡易耐震診断推進事業」の耐震診断を受けた住  
宅は対象外です。
- 注 5) 「建物の区分所有等に関する法律」が適用される住宅については、同法第 3  
条に基づく管理組合の議決等が必要です。

**申込方法**

下記①～④の書類を、住宅政策課窓口へ提出してください。

①申込書

②委任状（事業者が、申込者の代理で申込書を提出される場合）

③住宅の建築年月が確認できる書類（いずれか 1 点）

- ・ 建築確認通知書または検査済証
  - ・ 建物登記簿謄本（登記事項証明書）
  - ・ 資産証明書（建築年が記載されたもの）※市民センターもしくは資産税課で交付
- ※建築計画概要書があれば、上記の書類が不要となる場合があります。

④住宅の所有者が確認できる書類（いずれか 1 点）

- ・ 建物登記簿謄本（登記事項証明書）
- ・ 資産証明書（建築年が記載されたもの）※市民センターもしくは資産税課で交付
- ・ 固定資産税納税通知書
- ・ その他所有権を有することが確認できる書類

※③④で重複する書類は、1 部の提出で結構です。

簡易耐震診断員は、申込者ご自身で簡易耐震診断員名簿から選択し、事前に診断員に電話連絡のうえ、申込書に記入いただくことになっています。ホームページには、市内の簡易耐震診断員名簿を掲載しています。兵庫県内の他市町の簡易耐震診断員をご希望される場合は、住宅政策課にお問い合わせください。

問合せ先：加古川市 都市計画部 住宅政策課  
電話 079-427-9263（直通）  
FAX 079-422-8192